

2020年3月12日  
監査部会 林田晃雄

監査基準の改定について、所感を述べさせていただきます。

▽全体的評価

- ・「その他記載内容」等に関する監査基準の改定については、概ね賛成いたします。
- ・その上でいくつか所感を述べさせていただきます。

▽「通読及び検討」という表現について

- ・「consider」の直訳は確かに「考慮」というものが一般的はありますが、この場合、単に「考える」というよりも、監査人が虚偽記載等の可能性について職業的懐疑心を持ち、リスクを評価する必要があると考えられることから、「検討」という訳が適当であると考えます。

▽「特別な検討を必要とするリスクの定義」について

- ・以下の定義が、若干わかりにくいと感じます

「虚偽の表示が生じる可能性と当該虚偽の表示が生じた場合の影響の双方を考慮して、固有リスクが最も高い領域に存在すると評価したリスクを特別な検討を必要とするリスクと定義することとした。」

- ・「可能性」と「影響」について

丁寧に説明すれば「可能性」と「影響」の大きさではないかと思います。

- ・「領域」について

「可能性と影響のマトリックス」を前提としていることが説明されていないと、「領域」という言葉の意味が判然としないと思います。

そこで、あくまで一案ですが、以下のように整理してはいかがでしょうか。

「虚偽の表示が生じる可能性と当該虚偽の表示が生じた場合の影響を考慮し、その双方が最も大きい固有リスクを、特別な検討を必要とするリスクと定義することとした」

▽「実施時期等」について

実施の前倒しは、望ましいと考えられますので、「実施することを妨げない」という消極的な表現よりも「実施することが望ましい」「実施することができる」など、やや前向きな表現にしてはいかがでしょうか。

以上